

外国送金取引をされるお客さまへのお願い

平素より福井銀行をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当行では本邦外為法（注1）や米国 OFAC 規制（注2）等、各国経済制裁関連法規制に基づく経済制裁措置を確実に実施するとともに、犯罪収益移転防止法に基づくマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策を適切に実施するため、お客さまの外国送金取引について下記の事項をお願いしております。

お客さまにはご不便・ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

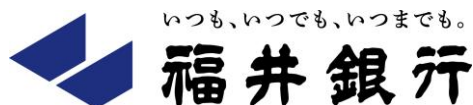
1. 外国に送金を行うお客さま

- 現金（円貨・外貨）を原資とする外国送金はお取り扱いできません。（ご持参された現金のほか、ご依頼日の直前に口座に入金された現金を含みます）
- 当行に開設された預金口座の取引履歴から送金原資が確認できない場合（他の金融機関から送金原資を振込した場合等）は、その原資が確認できる資料（売上金・給与等が入金されている他行通帳の写し等）のご提示をお願い致します。
- 送金理由・送金の相手方が確認できる資料（受取人との間の契約書、注文書、インボイス等）のご提示をお願い致します。
- 確認資料の提示にご協力頂けない場合や、ご提示いただいた内容によっては、送金をお断りする場合がございます。
- 仮想通貨交換業者や資金移動業者が関与するお取引は、送金をお断りする場合がございます。

2. 外国からの送金をお受け取りになるお客さま

- 法令や公序良俗に反する行為、もしくはそのおそれがあると認められる場合などは、ご入金をお断りする場合がございます。
- 送金理由や送金人が記載された確認資料（契約書、船積書類、輸出許可証、国内における資金使途が判る書類等）のご提示をお願い致します。
- 確認資料の提示にご協力頂けない場合や、ご提示いただいた内容によっては、ご入金をお断りする場合がございます。
- お客さまに連絡がつかない場合、送金をお受け取りいただけない場合がございます。届出の住所・電話番号に変更があった場合は、速やかにお手続きをお願いいたします。

以上



注1：外国為替及び外国貿易法に基づく支払等規制（北朝鮮・イラン関連抜粋）

(1) 北朝鮮の「貿易に関する支払規制」
・北朝鮮を原産地または船積地域とする全ての貨物の輸入または仲介貿易に係るもの（2006年10月14日実施） ・北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易に係るもの（2009年6月18日実施）
(2) 北朝鮮の「資金使途規制」
・「北朝鮮の核関連計画等」に貢献し得る活動」に寄与する目的で行われるもの（2009年7月7日実施）
(3) 北朝鮮に対する「支払の原則禁止」
・人道目的かつ10万円以下の場合を除き、北朝鮮に住所等を有する者に対する支払の原則禁止 （2016年2月26日実施）
(4) イランの「資金使途規制」
・「イランの核活動等」に貢献し得る活動」に寄与する目的で行われるもの（2016年1月22日実施） ・「イランの大型通常兵器等の供給等」に関連する活動」に寄与する目的で行われるもの（2016年1月22日実施）

注2：米国 OFAC 規制

米国財務省外国資産管理室（OFAC）は、外交政策・安全保障上の目的から米国が指定した国・地域や特定の個人・団体について取引禁止や資産凍結等の措置を講じており、そうした規制はOFAC規制とよばれています。

OFAC規制は、米国人・米国法人（米国金融機関を含む）・米国居住者に適用され、本邦でお受けする外国為替取引であっても、「制裁対象者」の関与する米ドル建取引等は規制対象となり、お客さまの取引が規制に該当した場合、海外の銀行からお取引を制限されるなど、その後のお取引にも支障が出る可能性があります。

《OFAC 規制上の理由により当行でお取り扱いできないお取引》

以下の①②の何れかに該当する米ドル建てのお取引
①お取引の当事者（※）の所在地・関係国・関係地等に、北朝鮮、イラン、キューバ、シリア、クリミア地域が含まれている取引 ②米国政府が特定しているテロリスト、麻薬取引者、大量破壊兵器取引者、多国籍犯罪組織等に関するお取引 ※お取引の当事者とは送金人、受取人、輸入者、輸出者、荷受人、取引に関与する銀行・船会社・航空会社・輸送船・航空機・荷揚／積荷業者、ターミナルや埠頭の所有者・運営会社等を指します。また関係地とは原産地、船積地、荷揚地、仕向地、船籍等を指します
米ドル建以外であっても、上記①②に該当し、かつ以下に該当するお取引
米国金融機関（在米支店等の米国所在の金融機関・米国に本店を置く金融機関の米国外拠点を含む）、米国法人（米国外の米国籍の法人を含む）、米国人、米国内に所在する者（米国内の外国法人・外国人を含む）が関与するお取引

※あくまでも、上記は例示であり、OFAC規制の詳細については [OFAC ホームページ（英文）](#) にてご確認下さい。